

# 令和8年度の主な税制改正

「物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応」として、所得税(国税)と住民税(市・県民税)の制度が改正されました。

改正後の制度は、令和7年中(令和7年1月1日から12月31日まで)の収入について、令和7年分所得税および令和8年度住民税(市民税・県民税)から適用となります。



## 【1】給与所得控除の見直し（住民税・所得税）

給与収入金額が190万円以下の方の最低保障額が最大10万円引き上げられ、65万円となります。これにより、給与所得金額の算出式が変わります。

### ●給与所得金額の算出

改 正 前	
給与収入の金額	給与所得控除後の給与所得の金額
55万1千円未満	0円
55万1千円以上 161万9千円未満	給与収入 - 55万円
161万9千円以上 162万円未満	106万9千円
162万円以上 162万2千円未満	107万円
162万2千円以上 162万4千円未満	107万2千円
162万4千円以上 162万8千円未満	107万4千円
162万8千円以上 180万円未満	$A \times 2.4 + 10$ 万円
180万円以上 360万円未満	$A \times 2.8 - 8$ 万円
360万円以上 660万円未満	$A \times 3.2 - 44$ 万円
660万円以上 850万円未満	給与収入 $\times 0.9 - 110$ 万円
850万円以上	給与収入 - 195万円

※Aは「給与収入  $\div 4$ 」の千円未満の端数切捨て

改 正 後	
給与収入の金額	給与所得控除後の給与所得の金額
65万1千円未満	0円
65万1千円以上 190万円以下	給与収入 - 65万円
190万円超 360万円未満	$A \times 2.8 - 8$ 万円
360万円以上 660万円未満	$A \times 3.2 - 44$ 万円
660万円以上 850万円未満	給与収入 $\times 0.9 - 110$ 万円
850万円以上	給与収入 - 195万円

※Aは「給与収入  $\div 4$ 」の千円未満の端数切捨て

### ●給与所得控除の見直しに伴い、給与所得者について、非課税となる収入の上限が変わります。

(例)給与収入のみ・扶養親族がない場合

改 正 前		
給与収入額(年収)	住民税	
96万5千円以下	非課税	
96万5千円超 103万円以下	課 稅	
103万円超 106万5千円以下		非課税
106万5千円超 160万円以下		課 税
160万円超		課 税

改 正 後	
住民税	所得税
非課税	非課税
課 税	課 税

給与収入以外の収入がある方は、この収入要件に当てはまらない場合があります。

また、扶養親族等の人数や本人の状況(ひとり親、障害者等)などによって、非課税となる金額は異なります。

## 【2】各種所得控除等に係る所得要件の引き上げ（住民税・所得税）

配偶者控除や扶養控除など、各種控除の適用を受ける場合における所得要件が10万円引き上げられます。

### ●各種所得控除等の改正後の所得要件

改 正 前	
所 得 要 件	所 得
・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円以下 (103万円以下)
・ひとり親が有する「生計を一にする子」の総所得金額等	48万円以下 (103万円以下)
・勤労学生控除の合計所得金額	75万円以下 (130万円以下)
・雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円以下 (103万円以下)
・家内労働者の特例における必要経費費に算入する金額の最低保障額	55万円

改 正 後	
所 得	(参考:給与収入のみの場合の収入金額)
58万円以下	(123万円以下)
58万円以下	(123万円以下)
85万円以下	(150万円以下)
58万円以下	(123万円以下)
65万円	

### 【3】大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の新設(住民税・所得税)

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に、所得控除の適用を受けることができる特定親族特別控除が新設されます。

#### ●特定親族特別控除額(新設)

大学生年代の子等の合計所得金額	(参考:給与収入のみの場合の収入金額)	特定親族特別控除額	
		住民税	所得税
58万円超 85万円以下	(123万円超 150万円以下)	45万円	63万円
85万円超 90万円以下	(150万円超 155万円以下)		61万円
90万円超 95万円以下	(155万円超 160万円以下)		51万円
95万円超 100万円以下	(160万円超 165万円以下)		41万円
100万円超 105万円以下	(165万円超 170万円以下)		31万円
105万円超 110万円以下	(170万円超 175万円以下)		21万円
110万円超 115万円以下	(175万円超 180万円以下)		11万円
115万円超 120万円以下	(180万円超 185万円以下)		6万円
120万円超 123万円以下	(185万円超 188万円以下)		3万円

#### ●特定扶養控除と特定親族特別控除の収入要件

改 正 前				改 正 後			
大学生年代の子等の 給与収入	特定扶養控除		特定親族特別控除		特定扶養控除	特定親族特別控除	
	住民税	所得税	住民税	所得税		住民税	所得税
103万円以下	受けられる (控除額45万円)	受けられる (控除額63万円)	—	—	受けられる (控除額45万円)	受けられる (控除額63万円)	—
103万円超 123万円以下			—	—	—	—	受けられる (控除額63万円)
123万円超 150万円以下			—	—	—	—	受けられる (控除額63万円)
150万円超 160万円以下	受けられない	受けられない	—	—	—	—	受けられる (控除額63万円)
160万円超 188万円以下			—	—	受けられない	受けられない	受けられる (控除額が段階的に減少)
188万円超			—	—	受けられない	受けられない	受けられない

### 【4】基礎控除額の引き上げ(所得税のみ・住民税は変更なし)

合計所得金額が2,350万円以下の方について所得税のみ基礎控除が引き上げられます。

改正前		改正後	
基礎控除額		基礎控除額	
住民税	所得税	住民税	所得税
43万円	48万円	43万円	95万円
			88万円
			68万円
			63万円
			58万円
			48万円

### 【5】よくある質問

**Q1** 配偶者がパート、アルバイト等で働いています。  
令和7年中の収入がいくらまでなら扶養にとることができますか?

**A1** 給与収入のみの場合、配偶者の令和7年中の収入が123万円以下であれば配偶者控除(同一生計配偶者)をとることができます。

**Q2** 20歳の子の令和7年中の給与収入が160万円でした。  
特定親族特別控除をとることができますか?

**A2** 給与収入が160万円の場合、給与所得は95万円となりますので、特定親族特別控除の対象となり住民税の所得控除額は45万円となります。

**Q3** 特定親族特別控除に該当する場合、扶養親族として扱われますか?

**A3** 特定親族特別控除に該当する場合は扶養親族には含まれません。

**Q4** 20歳の子(障害手帳あり)の収入が160万円だったので特定親族特別控除を適用しました。その場合、私は障害者控除を受けることができますか?

**A4** 障害者控除の適用条件は、「本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族が障害者であること」です。特定親族特別控除の適用を受ける子の所得が58万円超の場合は扶養親族には当てはまりませんので障害者控除を受けることはできません。